

令和7年6月5日 久留米市物品発注表

※「特殊自動車」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札26-1 【郵便入札案件】
品名	指揮車
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	1台
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び 受付場所	(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください） (2) 質疑の受付期間 令和7年6月5日（木）から令和7年6月16日（月）午後5時15分まで (3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課 (4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。
同等品確認申請書受付	(1) 受付方法 仕様書において同等品を可としているものにあつては、指定様式『同等品確認申請書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください） (2) 受付期間 令和7年6月5日（木）から令和7年6月16日（月）午後5時15分まで (3) ファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課 (4) 回答について 質問者にファックスで回答。ただし、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。
開札日時及び場所	令和7年6月26日（木）14時00分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	前払金（無） 部分払（無）
議会の議決	不要
参加条件	この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。 (1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「特殊自動車」で登録があること。 (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。
入札書等の記載方法	入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。 (1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。 (2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。 (3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。 (4) 入札内訳書（様式第2号）には、入札書に記載した内容の内訳を記載すること。なお、入札内訳書（様式第2号）は、落札者のみ提出する。落札決定後速やかに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。 (5) 入札書等はボールペン（鉛筆やフリクションペンなど、消去可能な筆記具は不可）で記入すること。
郵便入札の方法	(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、長形3号サイズの封筒に封入すること。 (2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和7年6月24日（火）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課 (3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。
入札の辞退	入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。 (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。 (3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。 (4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。 (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。 (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。 (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき
入札書の引換えの禁止	入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。
1者入札の取扱い	入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。
落札者の決定	開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。 (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。 (2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。
入札結果等の公表	この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。
契約書の作成及び締結	落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。
開札の立会い	(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。 (2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。
その他	(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。 (2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。 (3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札 26-1 指揮車

1. 入札書(様式第1号)
2. 入札内訳書(様式第2号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」「同等品確認申請書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

【連絡先】 久留米市役所総務部契約課(市役所13階)
物品チーム
TEL 0942-30-9172
FAX 0942-30-9713

入札 2 6 - 1

入 札 書

久留米市長 様

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

No.	品名	規格	数量	金額
1	指揮車	仕様書のとおり	1 台	

履行期間	令和 8 年 3 月 3 1 日まで	納入場所	指定場所
------	--------------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 7 年 6 月 2 6 日

所在地

商号（名称）

代表者職氏名

印

- 注） 1． 金額欄には、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を記載してください。
- 2． ペン又はボールペンで書いてください。
- 3． 金額の数字はアラビア数字（1、2、3等）を用い、その頭部に¥を記入してください。
- 4． 訂正箇所には訂正印がないときは無効となります。また、金額部分は訂正できませんので、再度作成し直してください。

※この様式は、開札後、落札業者のみ提出してください。

入札26-1

入札内訳書

品名：指揮車
数量：1台(新車購入)

1 車体	
① 指揮車	
計	…A
2 諸経費(課税分)	
車庫証明代行費用	
検査登録代行費用	
納車費用	
車検持込回送費用	
リサイクル費用(資金管理料金分)	
計	…B
3 消費税	(A+B) × 0.1
	…C
4 諸経費(非課税分)	
自動車重量税(2年)	
自賠責保険(25ヶ月)	
検査登録法定費用	
リサイクル費用(預託金分)	
計	…D
E=D ÷ 1.1	
	…E
●入札金額(A+B+E)	
	…F
●契約金額(F × 1.1)	
	…G

※ F × 1.1 = G であること
※ C、G: 円未満切捨て
※Eの円未満については、A + B + C + D = G となるように端数調整(切り上げ又は切り捨て)ください

商号(名称)

令和 7 年度

久留米市消防団
指揮車 仕様書

久留米市消防団

第1章 総 則

- 1 この仕様書は、久留米市（以下「市」という。）が令和7年度に購入する久留米市消防団田主丸支団本部の指揮車（以下「車両」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 車両は、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及びその他関係法令の規格に適合する緊急自動車であること。
- 3 契約の条件は、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、次の事務手続き費用を負担すること。
 - ア 新規登録及び検査に要する費用（自賠責保険（25か月）、重量税、リサイクル料を含む。）
 - イ 納入試験時の破損及び故障等の修理に要する費用
 - ウ 消防用無線受令機の移設に要する費用
 - エ 納入後、1年以内に生じた塗装部分の剥離、変色、き裂等の再塗装に要する費用
 - オ 納入後、1ヶ月又は1,000km点検時の給油脂類（オイルエレメント及びエンジンオイル等）の交換に関する費用
 - (2) 契約後の質疑は、全て市の解釈に従うこと。
 - (3) 契約後、製作技術的に本仕様書の事項を改める必要が生じた場合は、速やかに市に連絡するとともに、必要な指示を受け、承認を得ること。
 - (4) 受注者の車両販売会社が、福岡県内に本店又は支店を有しているとともに、部品供給等において、迅速な対応が可能であること。
 - (5) 車両等の故障又はトラブル時において、当日又は翌日の対応が可能であること。
 - (6) 受注者は、車両納入までに発生したいかなる事故に対しても、その責任を負うこと。
 - (7) 製作に使用する全ての資機材等は、令和7年式又は最新型で新品を使用すること。

なお、契約から納入までの間に型式変更等があった場合は、市と協議し、変更を行うことができるものとする。

- (8) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施し、設計、製作、材料及び部品等に関して、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- (9) 受注者は、車両納入後、市が行う構造説明及び取り扱い訓練等に、指導の援助を行うこと。
- (10) 取付品および付属品について、本仕様書で示すメーカー・型番以外の同等品以上の製品で入札に参加する場合は、別途指定する期日までに必ず同等品確認申請書を提出し、事前に承認を得ること。

4 提出書類

- (1) 受注者は、製作に先立ち、次の書類を各2部提出して市と製作上の細部にわたり十分な打ち合わせを行い、承認を受けた後、製作を行うものとする。

ア 製作工程表

イ 車両外観図（前、後、上部、両側面及び平面図）

ウ 車両諸元表

エ 車両改造取り付け図及び積載資機材の配置図

オ 電気系統図及び配線図

カ 電気容量計算表（通信機器配線図含む。）

キ ヒューズボックス内図

ク 外注先一覧表

ケ その他市が指示するもの

- (2) 受注者は、完成車納入時に次の書類を製本し、市に提出するものとする。

ア 緊急自動車届出関係書類

イ 車両及び特殊装置等の取扱説明書

ウ 納品リスト（写真付）

エ 各種保証書（保証期間及び保証内容を明示したもの）

オ 製作中各行程写真（艤装中、塗装中）

カ その他市が指定するもの

5 検査及び試験

検査は、中間検査、予備検査、納入検査を必要に応じて実施し、市が不適合と認めた場合は、直ちに改修し再検査を受けること。

(1) 中間検査

製作工程中において、装備品及び付属品を取り付けた状態で実施し、主要部分の組立状況、材料及び資機材収納状態の検査を実施する。

(2) 予備検査

納入前に、次に掲げる検査を実施する。

ア 車両全般の検査

イ その他必要な検査

(3) 納入検査

納入時に、次に掲げる検査を実施する。

ア 艀装検査（取付状況、塗装及び外観検査）

イ 装備品及び付属品検査（性能及び規格等）

ウ 走行試験

エ その他必要な検査

6 保証期間

納入期日から1年間とする。ただし、保証期間後でも設計不良、工作、材質不良による不都合箇所が発生した場合は、無償で取り替え又は修理を行うこと。

7 納入期限 令和8年3月31日

8 納入台数 1台

9 納入場所 久留米市消防団本部 久留米市東櫛原町999番地1

第2章 主要諸元

1 主要諸元及び型式は、次のとおりとする。

- (1) 車種 ミニバン
- (2) 車両寸法
 - ア 全長 4,770mm程度
 - イ 全幅 1,780mm程度
 - ウ 全高 1,950mm程度
- (3) 乗車定員 8 名以上
- (4) エンジン ガソリンエンジン
- (5) 総排気量 1,900 c c 以上
- (6) 変速機 オートマチックトランスミッション
- (7) 駆動方式 4 輪駆動
- (8) ステアリング パワーステアリング
- (9) 最高出力 150 ps以上
- (10) 制動装置 ABS 装着車とすること。
- (11) 安全装置 乗員の安全確保のため、運転席及び助手席にエアバッグを装備すること。
- (12) 全座席は防汚シート張りとする。

第3章 車両装備関係

- 1 緊急自動車としての標準装備及び次の装備をするほか、別表に掲げる物品を装備すること。

- (1) 外装関係

- ア 車両の下地塗装は、充分錆落としの上、防錆性能が高く長期にわたり錆の発生を防ぐエポキシプライマーを使用し、パテ、サフェーサーを施工後、充分乾燥させること。また、塗料はハイソリッドウレタン朱色塗料により3回以上の塗装を行い、加えて2回以上のクリア塗装で仕上げること。

- イ 車体に、再帰性に富んだ反射シートを装着すること。

- ウ 全ドアにサイドバイザーを取り付けること。

- エ 助手席用サイドミラーは、標準のものと別に、助手席側から後方が確認できるミラーを車体左側に取付けること。

オ 消防章はシールタイプとし、フロントグリル中央部付近に貼り付けること。
カ 記入文字、その他文字色、寸法、記載位置等は別途指示とする。（要事前協議）

(2) 警光灯関係

ア 赤色警光灯のスイッチは、運転席又は助手席から操作しやすい位置に取付けること。

イ 赤色警光灯は、サイレンスタートスイッチと連動して１系統で作動させること。また、運転席付近に警光灯専用作動スイッチを取り付けること。

なお、赤色警光灯は障害物を考慮し薄型のＬＥＤ散光式警光灯とすること。

(3) ランプ関係

ヘッドライトはLED式（ロービーム、自動光軸調整機能付き）とすること。

(4) サイレン関係（電子式・モーター式）

サイレンアンプは、ウー音及び出動予告合成音声付電子サイレンアンプ（ハンドマイク付き）とし、警光灯とサイレンを連動させ、住宅街走行時に音色をソフトに変更出来る機能を有すること。あわせて、交差点通過時に緊急通行を知らせるため、サイレンアンプと別にモーターサイレン（自動吹鳴装置付）を装備し、運転席、助手席それぞれの操作しやすい場所に吹鳴及び出動予告等の各スイッチを取り付けること。また運転席付近にフレキシブルマイクロホン（スイッチ付き）を取り付けること。

(5) 車両運行用装備関係（カーナビゲーションシステム関係）

運転席の見やすい位置に、最新式の純正カーナビゲーションシステムを設置すること。また、モニター画面にて後進をアシストする機能を付すること。

なお、TVについては、全く視聴できない仕様とすること。

(6) 消防用無線受令機等の移設

ア 消防救急デジタル無線受令機デジタル簡易無線登録局内蔵仕様（以下「受令機」という。）の電源はバッテリーから直接引き出した専用電源とし、ACC（アクセサリ）により電源が切れるようにすること。

イ 室内の便利な位置に、受令機本体（現物支給品）を取り付けること。

ウ 受令機のアンテナ及びフィーダー線等は新設とし、事前にアンテナ取り付け位置から室内の無線本体取り付け位置まで配線すること。（デジタル受令用２本、簡易無線用１本）

エ 更新（既存）車両と同様の位置に、ドライブレコーダー（現物支給品）を取り付けること。

(7) 更新（既存）車両の艤装解除

更新（既存）車両の艀装解除を行うこと。（回転灯取外し、サイレンアンプ及び文字消し等）

更新（既存）車両：トヨタ ハイエース （初年度登録 平成 15 年 11 月）

2 その他

車両に搭載する付属品及び取付品については、第 3 章記載のほか、別表のとおりとする。

なお、第 3 章記載と別表で重複するものについては、除くことができるものとし、詳細な取付け及び積載位置については、別途協議する。

【別 表】

No.	品名	型式	数量
1	消防章	150 mm シールタイプ	1 式
2	散光式赤色警光灯	大阪サイレン NP-M-XK2-A3 ※同等品以上	1 式
3	電子サイレン	大阪サイレン TSK-D151（マイク付き） ※同等品以上	1 式
4	後退警報器		1 式
5	バッテリー管理装置	マグネットコンセント式	1 式
6	AM・FMラジオ		1 式
7	カーナビゲーション	純正品 ※同等品以上（TV 視聴不可）	1 式
8	室内灯		1 式
9	消防用無線受令機の移設	被更新車両より移設	1 式
10	車輪止め	ゴム製	1 組
11	非常用信号灯	LED	1 式
12	タイヤチェーン		1 式
13	リモートコントロールキー	ワイヤレスドアロック	2 個
14	アナログキー		2 個
15	フロアマット		1 式

16	三角表示板		1 式
17	附属工具	ジャッキ、レンチ等	1 式
18	スペアキー		2 個
19	プラスチックバイザー		1 式